

【キッチンカー利用・貸出に関する遵守事項】

下記遵守事項に同意する場合のみ、キッチンカーの利用・貸出ができます。貸出後、遵守できなかった者については、次回以降貸出ができない場合があります。

1 キッチンカー利用・貸出時の損害賠償

- (1) 万一事故等でキッチンカーを損傷し、又は第三者に損害を与えた場合、町が加入している自動車損害保険で補てんされない部分については、すべて借受者の負担とします。
- (2) 町が加入している自動車損害保険の免責金額（15万円）については、借受者の負担とします。
- (3) 事故における搭乗中の方のけが等については、町が加入している保険の補償限度額（3,000万円）を超える額については、すべて借受者の負担とします。
- (4) 車両ロードサービスには、ぬかるみからの脱出、タイヤのパンク、エンジン以外の故障等は含まれません。
- (5) キッチンカーに積載した器具等の破損、紛失、盗難等についての損害は、すべて借受者の負担とします。

2 キッチンカーを貸し出すことができる者

- (1) 町のまちおこしや地域ボランティア活動に取り組んでいる団体とします。
- (2) 町の特産品等の販売またはPR活動を行う団体とします。
- (3) 2(1)及び(3)に記載している者以外でも、災害時連携協定を締結する事業者、または防災訓練等、防災意識向上のための事業、子ども食堂等、社会貢献のための事業に取り組む団体へも貸し出すことができます。

3 2に関わらずキッチンカーを貸し出すことができない者

- (1) 田布施町暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団またはその構成員には貸出できません。
- (2) 政治活動または宗教活動を主たる目的としている者には貸出できません。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項または同条第13項第2号に規定する営業を営む者には貸出できません。
- (4) 法令または公序良俗に反する事業を行おうとする者には貸出できません。

4 キッチンカーの貸出条件

- (1) 貸出回数は、原則として、年間6回までとし、1回の貸出期間は15日以内とします。
- (2) 貸出は無償としますが、借受者の運営に必要な消耗品等は、借受者が用意してください。なお、一部提供可能な消耗品もありますので、貸出物品一覧をご確認ください。
- (3) 借受者は、キッチンカーを転貸しないでください。
- (4) 借受者（借受者とともに事業に従事する者を含む。）が細菌、ウイルスなどの病原体による感染症に感染していないことを確認してください。
- (5) 借受者は HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行ってください。
- (6) 提供物の販売を伴う場合は、食品営業許可など各種関係法令の必要な許可を取得してください。なお、その際の諸費用は借受者のご負担になります。
- (7) 借受者が不特定多数の者に販売する営業目的で利用する場合は、生産物賠償責任保険（PL保険）に対応した食品営業賠償共済等に参加してください。なお、その際の諸費用は借受者のご負担になります。
- (8) 故障の原因となるため、キッチンカーの走行中にポータブル発電機の電源を入れしないでください。
- (9) 故障及びバッテリー不調の原因となるため、分電盤インバーターのスイッチはエンジンを停止している時は OFF にしてください。
- (10) 器具等の盗難防止のため、貸出期間中、特に夜間等、キッチンカーから離れる場合は、各扉、窓の施錠を必ず行ってください。
- (11) 返却する際には、車内の設備を原状に復し、燃料（発電機の燃料を含む。）を補充してください。
- (12) 返却する際には、「キッチンカー清掃手順」により確実に清掃を行ったのち、町が指定する日時、場所で検査を受け、キッチンカー使用記録簿を提出してください。
- (13) キッチンカーの事故、故障または災害等により、キッチンカーを貸出することができない場合があります。
- (14) キッチンカーの運営管理に関して、利用・貸出の趣旨にそぐわない利用等が認められたときは、貸出の決定を取り消す場合があります。なお、その際の借受者に損害が生ずることがあっても町はその責めは負いません。